

医療提供体制推進事業費補助金概要（令和元年度）

事業分類	事業区分 (担当係)	事業者					補助率	都道府県 負担率	種目	1か所当たり基準額	対象経費
		独法	都道府県	公立	公的	民間					
救急医療対策事業	小児初期救急センター運営事業						1/3	1/3	-	2,550千円	小児初期救急センターの運営に必要な経費
	共同利用型病院運営事業						1/3	1/3	-	1地区当たり 71,450(35,720)円×診療日数	共同利用型病院運営事業に必要な給与費
	ヘリコプター等添乗医師等確保事業	×			×	×	1/3	1/3	-	添乗者1人当たり 8,190円	ヘリコプター等添乗医師等確保事業に必要な災害補償費
	救命救急センター運営事業						1/3	1/3	救命救急センター	171,675(124,897)千円×運営月数/12 (ドクターカーの運転手を確保する場合) 4,701千円×確保月数/12 (心臓病専門医を確保する場合) 13,272千円×確保月数/12 (脳卒中専門医を確保する場合) 13,272千円×確保月数/12 (小児救急専門病床の医師、看護師を確保する場合) 55,995千円×確保月数/12 (重症外傷専門医を確保する場合) 13,272千円×確保月数/12 以上の合計に充実段階に基づく率を乗じる (在日外国人にかかる前年度の未収金) 1か月1人当たり20万円超の20万円を超える額 ただし、補助を受ける病院の申請年度の収支が都道府県から交付される救命救急センター運営に要する補助金を除いて黒字となる場合には、上記より算出された額に1/2を乗じるものとする。	救命救急センター運営事業に必要な経費
			×	×				1/3	1/3	地域救命救急センター	99,166千円×運営月数/12 (ドクターカーの運転手を確保する場合) 4,701千円×確保月数/12 (心臓病専門医を確保する場合) 13,272千円×確保月数/12 (脳卒中専門医を確保する場合) 13,272千円×確保月数/12 (小児救急専門病床の医師、看護師を確保する場合) 55,995千円×確保月数/12 (重症外傷専門医を確保する場合) 13,272千円×確保月数/12 以上の合計に充実段階に基づく率を乗じる (在日外国人にかかる前年度の未収金) 1か月1人当たり20万円超の20万円を超える額 ただし、補助を受ける病院の申請年度の収支が都道府県から交付される救命救急センター運営に要する補助金を除いて黒字となる場合には、上記より算出された額に1/2を乗じるものとする。
	小児救命救急センター運営事業						1/3	2/3以内	-	202,607千円×運営月数/12 (研修事業を行っている場合) 9,007千円	小児救命救急センター運営事業に必要な経費
	ドクターヘリ導入促進事業						1/2	1/2	-	(1) 日中飛行分 (ドクターヘリ運航経費) (ア) 位置情報把握システムを利用している場合 228,696千円×運営月数/12 (イ) 位置情報把握システムを利用していない場合 226,896千円×運営月数/12 (搭乗医師・看護師確保経費) 17,484千円×運営月数/12 (運航連絡調整員確保経費) 1,942千円×運営月数/12 (ドクターヘリ運航調整委員会経費) 3,533千円 (ドクターヘリレジストリ構築経費) 1,086千円 (2) 夜間飛行(運航時間延長)分 (ドクターヘリ運航経費) 26,179千円×運営月数/12 (搭乗医師・看護師確保経費) 17,917千円×運営月数/12 (照明器具設置経費) 21,600千円	ドクターヘリの運航に必要な委託費、ドクターヘリ搭乗医師・看護師及び運航連絡調整員の確保に必要な給与費、ドクターヘリ運航調整委員会の運営に必要な経費、夜間飛行に必要な経費
	救急救命士病院実習受入促進事業						1/2	1/2	-	1,369千円	救急救命士の資格を有する救急隊員の病院実習受入に必要なコーディネーター医の人員費
	自動体外式除細動機(AED)の普及啓発事業	×		×	×	×	1/2	-	-	(協議会経費)406千円 (指導者の養成経費)176千円 (講習会等経費)1,896(初年度は10,963)千円 (消耗品交換普及啓発会議)800千円 (消耗品交換促進事業)1,291千円	AED協議会の開催、AED指導者の養成、AEDの普及のための講習会の開催、AEDの消耗品交換促進等事業に必要な経費

医療提供体制推進事業費補助金概要（令和元年度）

事業分類	事業区分 (担当係)	事業者					補助率	都道府県 負担率	種目	1か所当たり基準額	対象経費
		独法	都道府県	公立	公的	民間					
救急医療対策事業	救急医療情報センター運営事業	×		×	×	×	1/3	-	-	厚生労働大臣に協議して定めた額 (現況届に基づく評価を踏まえた額)	救急医療情報センター (広域災害・救急医療情報システム)の運営に必要な経費
	救急・周産期医療情報システム機能強化事業	×		×	×	×	1/2	-	-	35,555千円	救急医療情報システム及び周産期救急情報システムの機能強化(改修)に必要な経費
	救急患者退院コーディネーター事業						1/3	2/3以内	-	9,724千円×事業月数/12	救急患者退院コーディネーターの確保に必要な給与費、委託料
周産期医療対策事業	周産期医療対策事業	×		×	×	×	1/3	-	周産期医療協議会	638千円	周産期医療対策事業に必要な経費
									周産期救急情報システム事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	
									相談事業	(専門相談設置費)264千円×実施月数 (啓発普及費)199千円	
							周産期医療関係者の研修事業	879千円			
							周産期医療調査・研究事業	1,007千円			
							N I C U入院児支援事業	5,531千円			
							1/2	-	搬送コーディネーター事業	29,625千円	
	総合周産期母子医療センター運営事業(MFICU)						1/3	2/3以内	運営費	(特別交付税措置の対象となる公立病院の場合) 2,236千円×病床数×事業月数/12 (それ以外の民間病院等の場合) 6,111千円×病床数×事業月数/12	総合周産期母子医療センター運営事業に必要な経費
	総合周産期母子医療センター運営事業(NICU)	×	×				1/3	2/3以内	運営費	(特別交付税措置の対象とならない民間病院等の場合) 3,693千円×病床数×事業月数/12	
	総合周産期母子医療センター運営事業(GCU)	×	×				1/3	2/3以内	運営費	(特別交付税措置の対象とならない民間病院等の場合) 1,758千円×病床数×事業月数/12	
	総合周産期母子医療センター運営事業(搬送受入促進事業)						1/3	2/3以内	-	1日につき1人当たり13,570円	
	総合周産期母子医療センター運営事業(母体救命強化加算)						1/3	2/3以内	運営費	17,917千円×事業月数/12	
	総合周産期母子医療センター運営事業(麻酔科医配置加算)						1/3	2/3以内	運営費	13,103千円×確保月数/12	
	総合周産期母子医療センター運営事業(臨床心理技術者配置加算)						1/3	2/3以内	-	5,966千円×確保月数/12	
	地域周産期母子医療センター運営事業(MFICU)						1/3	2/3以内	運営費	(特別交付税措置の対象となる公立病院の場合) 7,923千円×病床数×事業月数/12 (それ以外の民間病院等の場合) 11,423千円×病床数×事業月数/12	
地域周産期母子医療センター運営事業(NICU)						1/3	2/3以内	運営費	(特別交付税措置の対象となる公立病院の場合) 5,772千円×病床数×事業月数/12 (それ以外の民間病院等の場合) 9,066千円×病床数×事業月数/12		
地域周産期母子医療センター運営事業(GCU)						1/3	2/3以内	運営費	(特別交付税措置の対象となる公立病院の場合) 915千円×病床数×事業月数/12 (それ以外の民間病院等の場合) 2,513千円×病床数×事業月数/12		
地域周産期母子医療センター運営事業(搬送受入促進事業)						1/3	2/3以内	-	1日につき1人当たり13,570円		
地域周産期母子医療センター運営事業(母体救命強化加算)						1/3	2/3以内	運営費	17,917千円×事業月数/12		
地域周産期母子医療センター運営事業(麻酔科医配置加算)						1/3	2/3以内	運営費	13,103千円×確保月数/12		

医療提供体制推進事業費補助金概要（令和元年度）

事業分類	事業区分 (担当係)	事業者					補助率	都道府県 負担率	種目	1か所当たり基準額	対象経費	
		独法	都道府 県	公立	公的	民間						
周産期 医療 対策 事業	地域周産期母子医療センター運営事業(臨床心理技術者配置加算)						1/3	2/3以内	運営費	5,966千円×確保月数/12	地域周産期母子医療センター運営事業に必要な経費	
	地域療育支援施設運営事業						1/2	1/2以内	運営費	23,985千円×事業月数/12 (4床以上整備する場合、10床を限度として1床あたり7,995千円を増額)	地域療育支援施設運営事業に必要な経費	
	日中一時支援事業						1/3	2/3以内	運営費	(病床確保経費) 1日1床あたり29,110円 (看護師等確保経費) 看護師1日6,350円 看護助手等1日5,320円	日中一時支援事業に必要な経費	
看護職員 確保 対策 事業	外国人看護師候補者就労研修支援事業						定額	-	-	日本語習得支援事業 (候補者1人当たり)117千円 就労研修支援事業 1か所あたり461千円	外国人看護師候補者就労研修支援事業の実施に必要な経費	
	看護職員就業相談員派遣面接相談事業	×	×	×	×		定額	-	-	1か所あたり365千円	看護職員就業相談員派遣面接相談モデル事業に必要な経費	
	助産師活用推進事業	×		×	×	×	定額	-	-	(協議会運営経費) 1か所当たり2,102千円 (実態調査、相談・支援窓口経費) 1か所当たり802千円 (院内助産等普及促進経費) 1か所当たり321千円	助産師出向等支援導入事業に必要な経費	
医療科 保健 事業 対策	歯科医療安全管理体制推進特別事業	×		×	×	×	定額	-	-	1か所あたり773千円	歯科医療安全管理体制推進特別事業に必要な経費	
院内感染 地域 支援 ネット ワーク 事業		×		×	×	×	1/2	-	-	1地域当たり3,681千円	院内感染地域支援ネットワーク相談事業に必要な経費	
地域 医療 事業 対策	医療連携体制推進事業	×		×	×	×	1/2	-	-	1か所あたり5,240千円	医療連携体制推進事業に必要な経費	
医療 提供 体制 設備 整備 事業	休日夜間急患センター設備整備事業		×	×			1/3	1/3	医療機器等	次のいずれかの額 (人口10万人以上の場合)4,400(11,000)千円 (人口5万人以上10万人未満の場合) 3,300(8,250)千円	休日夜間急患センターとして必要な医療機器等の備品購入費	
	小児初期救急センター設備整備事業		×	×			1/3	1/3	医療機器	11,000千円	小児初期救急センターとして必要な医療機器の備品購入費	
	病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業		×	×				1/3	1/3	医療機器	(医療機器)22,000千円 (心臓病専用医療機器)6,285千円 (脳卒中専用医療機器)6,285千円	病院群輪番制病院又は共同利用型病院として必要な医療機器の備品購入費
										心電図受信装置	2,774千円	心電図受信装置の購入費
	救命救急センター設備整備事業		×	×				1/3	1/3	医療機器	(医療機器)256,300千円 (重症熱傷医療を行う場合の加算)44,000千円 (心臓病専用医療機器)62,856千円 (脳卒中専用医療機器)62,856千円 (小児救急専用医療機器)62,856千円 (重症外傷専用医療機器)62,856千円	救命救急センターとして必要な医療機器及び重症熱傷患者用備品等の備品購入費
										ドクターカー	58,737千円	ドクターカー及び搭載する医療機器等の備品購入費
										心電図受信装置	2,774千円	心電図受信装置の購入費
										無線装置	1,100千円	ドクターヘリとの通信に必要な無線装置の購入費
	高度救命救急センター設備整備事業		×	×				1/3	1/3	広範囲熱傷用医療機器	88,000千円	高度救命救急センターとして必要な広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病患者用医療機器購入費
										指肢切断用医療機器	8,542千円	
急性中毒用医療機器										32,039千円		
小児救急医療拠点病院設備整備事業		×	×				1/3	1/3	医療機器	22,000千円	小児救急医療拠点病院として必要な医療機器の備品購入費	
小児集中治療室設備整備事業							1/3	1/3	医療機器	11,550千円	小児集中治療室として必要な医療機器等の備品購入費	
小児救急遠隔医療設備整備事業							1/2	1/4	小児救急遠隔医療設備	(支援側医療機関)25,073千円 (依頼側医療機関)病院 29,159千円 診療所 23,104千円	小児救急遠隔医療の実施に必要なテレパソロジー、テレラジオロジー、テレビ電話等コンピュータ及び付属機器等の購入費	

医療提供体制推進事業費補助金概要（令和元年度）

事業分類	事業区分 (担当係)	事業者					補助率	都道府県 負担率	種目	1か所当たり基準額	対象経費
		独法	都道府県	公立	公的	民間					
医療提供体制整備事業	小児医療施設設備整備事業		×	×			1/3	1/3	医療機器	次のいずれかの額 (都道府県人口規模400万人以上の場合) 33,000千円 (都道府県人口規模400万人未満の場合) 26,400千円 (NICUに必要な医療機器を整備する場合の加算) 9,900千円 + (1,650千円 × NICU病床数) (16,500千円を限度)	小児医療施設として必要な医療機器等(NICUに必要な医療機器を含む。)の備品購入費
	周産期医療施設設備整備事業		×	×			1/3	1/3	医療機器	次のいずれかの額 (都道府県人口規模400万人以上の場合) 46,925千円 (都道府県人口規模400万人未満の場合) 31,975千円	周産期医療施設として必要な医療機器等(MFICUに必要な医療機器を含む。)の備品購入費
									ドクターカー	32,039千円	ドクターカー及び搭載する医療機器等の備品購入費
	地域療育支援施設設備整備事業		×	×			1/2	1/2以内	医療機器	3,300千円 × 病床数 (ただし10床分を限度とする)	地域療育支援施設に必要な医療機器等の購入費
	共同利用施設設備整備事業(公的医療機関等による共同利用施設)		×	×			1/3	0	共同利用高額医療機器	220,000千円	共同利用施設又は地域医療支援病院として必要な共同利用高額医療機器の購入費
	共同利用施設設備整備事業(地域医療支援病院の共同利用部門)						1/3	1/3	共同利用高額医療機器	220,000千円	共同利用施設又は地域医療支援病院として必要な共同利用高額医療機器の購入費
	基幹災害拠点病院設備整備事業		×	×			1/3	1/3	医療機器等	32,039千円	基幹災害拠点病院として必要な医療機器等の備品購入費
									緊急車両	31,285千円	緊急車輛の購入費
									訓練用資機材	1,322千円	訓練実施に必要な資機材の購入費
	地域災害拠点病院設備整備事業		×	×			1/3	1/3	医療機器等	19,224千円	地域災害拠点病院として必要な医療機器等の備品購入費
									緊急車両	31,285千円	緊急車輛の購入費
									訓練用資機材	1,322千円	訓練実施に必要な資機材の購入費
	NBC災害・テロ対策設備整備事業						1/2	1/2	NBC災害・テロ対策用医療機器等	33,762千円	NBC災害及びテロ発生時における災害・救急医療提供体制整備に必要な医療機器等の購入費
	航空機搬送拠点臨時医療施設設備整備事業	×		×	×	×	1/2	-	医療機器等	1か所あたり43,914千円	航空機搬送拠点臨時医療施設設備整備事業に必要な経費
	災害拠点精神科病院設備等整備事業		×	×			1/3	1/3	システム端末等	1か所あたり8,676千円	災害拠点精神科病院として必要な広域災害・救急医療情報システム端末等の購入費
人工腎臓装置不足地域設備整備事業		×	×			1/3	0	人工腎臓装置	(多人数用) 14,080千円 (単身用) 7,150千円	人工腎臓装置の購入費	
HLA検査センター設備整備事業		×	×			1/2	0	医療機器	22,000千円	組織適合検査に必要な備品購入費	
院内感染対策設備整備事業		×	×			1/3	1/3	初度設備	(1)50床未満 1,066千円 (2)50床以上100床未満 1,386千円 (3)100床以上200床未満 2,243千円 (4)200床以上300床未満 3,416千円 (5)300床以上 4,590千円	病院の院内感染の拡大防止に必要な自動手指消毒器の購入費	
環境調整室設備整備事業	×			×	×	1/3	0	検査機器	38,762千円	環境調整室に必要な検査機器の備品購入費	
内視鏡訓練施設設備整備事業		×	×			1/2	1/2	-	220,000千円	内視鏡手術の研修に必要な手術台、麻酔器、无影灯、スコープ、光源装置等の購入費	

医療提供体制推進事業費補助金概要（令和元年度）

事業分類	事業区分 (担当係)	事業者					補助率	都道府県 負担率	種目	1か所当たり基準額	対象経費
		独法	都道府県	公立	公的	民間					
設備整備提供事業制	医療機関アクセス支援車整備事業	x			x	x	1/3	1/3	マイクロバス	1台当たり 2,828千円	医療機関の所在する地域へ運行されるマイクロバスの購入費
									ワゴン車等	1台当たり 1,474千円	医療機関の所在する地域へ運行されるワゴン車等の購入費
対策事業	アスベスト除去等整備促進事業						定額	-	-	1棟当たり 250千円	病院の石綿含有保温材等の使用状況等の調査に必要な請負費

一部省略した部分等もあるため、正確を期す場合には、実施要綱、交付要綱等による確認が必要。

「事業者」欄の区分及び記号の意味は、以下のとおり。

「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人、国立大学法人等

「公立」…都道府県を除く地方公共団体、地方独立行政法人

「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会

「民間」…上記以外の者

…事業者となり得る

…（間接）一部事業者となり得る

x…事業者となり得ない

「都道府県負担率」欄は、間接補助事業に係る都道府県の最低の負担率（持ち出しとなる率）である。なお、 / 以内の場合には、都道府県の持ち出しは0とすることも可能。

また、「-」は間接補助となる場合がないことを示している。